

原 安 第 5 4 1 号
令和6年（2024年）12月26日

玄海原発の廃炉問題を考える会 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要望質問書への回答について

2024年11月21日付けで提出のあった要望質問書については、別紙のとおり回答します。

2024年11月21日付け要望質問書への回答

1 最終処分場の受け入れについて

玄海町は「高レベル放射性廃棄物最終処分場に関する文献調査」を受け入れていますが、山口知事は最終処分場について「佐賀県として新たな負担を受け入れる考えはない」と表明されています(2023年6月県議会、5月23日定例記者会見)。

- ① 最終処分場を受け入れない理由は何ですか。
「新たな負担」とはどのような質の負担ですか。

(答)

- エネルギー政策において、最終処分場に関することは、原発立地自治体だけの問題ではなく、電力消費地である都市部も含めて国民全員が関心を持ち、国全体として考えるべき問題です。
- 佐賀県には、玄海原子力発電所3号機、4号機が稼働しています。佐賀県は電力の安定供給という面と、それを可能にするための切れ目ない安全面、そして、危機管理への対応により、この国のエネルギー政策に十分貢献していると考えています。

- ② 県は最終処分場は安全な施設ではないとの考えですか。
もし、安全な施設との考えでしたら、その理由も示してください。

(答)

- 最終処分場は何よりも安全が最優先であり、このことを大前提として、国及び事業者が説明責任を果たすべきことです。

- ③ 原発と最終処分場は膨大な放射能を抱えることでは同じですが、受け入れの異なる理由は何でしょうか。

(答)

- 佐賀県には、玄海原子力発電所3号機、4号機が稼働しています。佐賀県は電力の安定供給という面と、それを可能にするための切れ目ない安全面、そして、危機管理への対応により、この国のエネルギー政策に十分貢献していると考えています。
- 最終処分場という新たな負担を受け入れる考えはありません。

2 乾式キャスクの異常発生時の取り扱いについて

乾式貯蔵施設で保管中のキャスクに異常が発生した場合は、放射線を遮断する必要があるためキャスクを使用済み核燃料プールに移送して修復を行うと考えられています。キャスクは密集して置かれていますので運び出しには困難が予想されます。

次の質問に県の見解をお願いします。

- ① 異常が発生したキャスクをどのようにして運び出すと考えられていますか。その具体的な手順や方法を示してください。
- ② 一番取り出しにくいキャスクの取り出しにかかる時間は何日ですか。
- ③ 異常があるキャスクを搬出するときに、その取り出しのために他のキャスクを一時的に乾式貯蔵施設外に移動する必要がある生じますか。もし移動する必要があるれば、放射線防護はどのように行われますか。

(答)

- 九州電力は、乾式貯蔵建屋に保管中の乾式キャスクについて、以下の手順で搬出することとしています。
 - ・搬送台車を用いて、乾式キャスクを乾式貯蔵建屋の貯蔵エリアから取扱エリアへ移動させる。
 - ・乾式キャスクを輸送架台に設置し、横倒しにする。
 - ・横倒しにした乾式キャスクを取扱いエリアに乗り入れたトレーラーに積み付ける。
 - ・トレーラーで乾式貯蔵建屋から搬出する。
- また、九州電力は、保管中の乾式キャスクに発生する異常として、保守的な条件で閉じ込め機能の低下を想定した場合でも、閉じ込め機能の低下が発生してから約4年間は放射性物質が外部へ放出されることはないと評価しており、保管中の乾式キャスクの閉じ込め機能に異常が確認された場合は、適切な期間内で使用済み核燃料ピットへの移送を行い、燃料の取出しや詰替えを行うなど必要な対応をとることとしています。
- なお、九州電力では、最も奥に貯蔵している乾式キャスクに異常が発生した場合でも搬出作業に必要な仮置きスペースが十分にあるため、その他の乾式キャスクを乾式貯蔵建屋外に移動させる必要はないとしています。

3 六ヶ所再処理工場の完成延期について

完成が2年半延期されて、26年度内と8月23日に正式発表されています。

- ① 前回の延長期間、24年度上期までの2年間に完成へ向けて工事がどのように進んだと考えられていますか。

(答)

- 核燃料サイクルの中核的施設である青森県の六ヶ所再処理工場の竣工については、これまで幾度も延長が繰り返されており、強い問題意識を持っています。

- 核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って取り組むべきものであり、国民に対して説明責任を果たすべきと考えます。

- ② 県は、どういう理由で2年半延期されたとお考えですか。

(答)

- 核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って取り組むべきものであり、国民に対して説明責任を果たすべきと考えます。

- ③ 再処理工場がこれまでと違って、26年度内に完成するとお考えですか。その理由も示してください。

(答)

- 国と事業者が責任を持って取り組むべきものであり、しっかりと成果を出してもらいたいと考えます。

4 玄海原発乾式貯蔵施設建設の事前了解の撤回について

① 10月30日の佐賀新聞によると10月29日の県内17市町と九電の「連絡会」で、九電は1、2号機の使用済み核燃料について六ヶ所村の再処理工場へ搬出できない場合は「乾式貯蔵施設への搬出は可能」と答えていますが、県は、これは六ヶ所再処理工場が完成しなければ玄海原発に建設される乾式貯蔵施設にずっと置かれるということの意味を意味すると考えていますか。

そうでなければどのような意味と考えていますか。

また、これはこれまでの九電の乾式貯蔵施設についての説明、「使用済み燃料の貯蔵余裕の確保及び貯蔵方法の多様化による貯蔵の強化を図るため」と異なりませんか。

290億円の工事費で建設される乾式貯蔵施設の「使用済み燃料の貯蔵余裕の確保及び貯蔵方法の多様化による貯蔵の強化」が必要な理由は何でしょうか。

県は再処理工場が完成しなければ、使用済み核燃料はどうかとお考えですか。

(答)

- 九州電力は、廃止措置中の玄海原子力発電所1、2号機の使用済み燃料について、廃止措置終了前までに再処理工場へ搬出することとしています。
- なお、九州電力は、原子炉設置変更許可申請において、「1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済み燃料貯蔵設備にて貯蔵する使用済み燃料のうち、十分に冷却した使用済み燃料は、原則として、使用済み燃料乾式貯蔵容器の安全機能を維持できることを確認のうえ使用済み燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済み燃料乾式貯蔵施設へ運搬して貯蔵する。その後、使用済み燃料乾式貯蔵容器を用いて再処理工場へ搬出する。」として原子力規制委員会の許可を受けています。
- また、乾式貯蔵施設について九州電力は、使用済み燃料を再処理工場へ搬出するまでの間、一時的に貯蔵する施設であり、使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵余裕の確保を図ること及び現行のプール方式による保管に加え、使用済み燃料の冷却に電源や水を必要としない乾式貯蔵施設を設置することで、貯蔵方式の多様化による貯蔵の強化を図ることを目的として設置すると説明しています。
- 県としては、乾式貯蔵施設設置に係る事前了解に当たっては、九州電力に対して、使用済み燃料の早期搬出に向けた取組に万全を期すよう求めています。
- 現在、日本原燃(株)は六ヶ所再処理工場の竣工目標を2026年度中として、国の審査や工事などに取り組まれています。
- 今後とも、玄海原子力発電所の使用済み燃料対策をしっかりと確認するとともに、再処理工場への搬出に向けた九州電力の取組を注視していきます。

② 玄海原発乾式貯蔵施設建設は玄海原発の使用済み核燃料が六ヶ所再処理工場へ搬出されることを前提に原子力規制委員会から許可されています（2021年4月28日許可、この時の再処理工場の完成予定は乾式貯蔵施設着工前の2023年）。

県の事前了解時（2022年3月24日）の再処理工場の完成予定は、同じく乾式貯蔵施設着工前の2024年9月でした。

8月29日再処理工場の完成について日本原燃は2024年度上期を断念し2年延長して2026年度内にと表明したことで、乾式貯蔵施設着工前に六ヶ所再処理工場が完成しないことが明らかになりました。

（六ヶ所再処理工場は1994年に着工、30年たっても完成していません。また、ガラス固化体の製造が技術的に困難なこと、放射能に既にひどく汚染されていて耐震強化等の工事は不可能なこと、核拡散の問題から政府が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方」でプルトニウム保有量を減少させることを国際的に約束していること等で再処理工場稼働の目途はありません。）

従って、乾式貯蔵施設の許可（事前了解）は無効になったのではありませんか。もし無効になっていないのであれば、その理由を示してください。

（答）

- 玄海原子力発電所の乾式貯蔵施設は、原子力規制委員会による審査により、法令上の要求事項に適合することが確認された上で許可がなされています。

- この審査の過程において、九州電力は、今後の使用済燃料貯蔵量の推移を示す際、六ヶ所再処理工場の竣工予定時期を想定して説明をされていますが、乾式貯蔵施設の着工時期と再処理工場の竣工時期の関係性について、どちらが前でどちらが後ろかということは、法令上の要求事項とはなっておらず、許可の判断には影響していないと考えています。

- 県としては、佐賀県原子力安全専門部会における意見等も踏まえ、原子力規制委員会や九州電力に対して詳細な確認を行った結果、九州電力の計画及び原子力規制委員会の審査内容に不合理な点はなかったことから事前了解を行いました。

要望 知事には事前了解された責任があると考えますので、県は九州電力に再処理工場が完成稼働する前に、乾式貯蔵施設建設に着工しないように申し入れてください。

そして、事前了解を撤回してください。

(答)

- 玄海原子力発電所の乾式貯蔵施設は、原子力規制委員会による審査により、法令上の要求事項に適合することが確認された上で許可がなされています。
- この審査の過程において、九州電力は、今後の使用済燃料貯蔵量の推移を示す際、六ヶ所再処理工場の竣工予定時期を想定して説明をされていますが、乾式貯蔵施設の着工時期と再処理工場の竣工時期の関係性について、どちらが前でどちらが後ろかということは、法令上の要求事項とはなっておらず、許可の判断には影響していないと考えています。
- 県としては、佐賀県原子力安全専門部会における意見等も踏まえ、原子力規制委員会や九州電力に対して詳細な確認を行った結果、九州電力の計画及び原子力規制委員会の審査内容に不合理な点はなかったことから事前了解を行いました。
- また、事前了解に当たっては、九州電力に対して、使用済燃料の早期搬出に向けた取組に万全を期すよう求めています。
- 現在、日本原燃(株)は六ヶ所再処理工場の竣工目標を2026年度中として、国の審査や工事などに取り組まれています。
- 今後とも、玄海原子力発電所の使用済燃料対策をしっかりと確認するとともに、再処理工場への搬出に向けた九州電力の取組を注視していきます。